

●香川県病院局告示第2号

香川県立病院事業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年4月1日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県立病院事業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定により、香川県立病院事業の業務に係る現金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を株式会社百十四銀行とする。